

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、長崎バスユニオンから、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 28 年 3 月 5 日以降

2 場所

別表の府県における長崎バスユニオンの組合員が勤務する長崎自動車株式会社の全職場

3 要求事項

賃金引上げ等

平成 28 年 3 月 2 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

愛 知 県	京 都 府	大 阪 府
福 岡 県	長 崎 県	大 分 県